

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示

昭和三十五年十月鳥取県告示第五百一十一号中
改正

建築代理業者の登録

右同

建設業者の登録

土地改良区の定款変更等認可

森林病虫害等防除法に基づく移動禁止

保安施設地区予定地の指定

医療機関の指定

指定医療機関所在地等変更

◇叙任及び辞令 近藤一男外

◇雑報 食糧事務所出張所々在地の変更

◇正誤 昭和二十九年二月二十六日鳥取県告示第六十三号中訂正

告示

鳥取県告示第七十四号

昭和三十五年十月鳥取県告示第五百一十一号（鳥取県金庫設置に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

「本金庫県庁派出所、鳥取市東町九八、右同、右同」を
「県庁支金庫、鳥取市東町九八、右同、株式会社山陰合
同銀行県庁支店」
に、

「本金庫派出 鳥取市元魚町一丁目一七、右同、
元魚町歳入金取扱所、 鳥取市元魚町一丁目一

右同」を「本金庫派出 元魚町歳入金取扱所、
株式会社山陰合 同銀行鳥取支店」
に改める。

七、右同 株式会社山陰合 同銀行鳥取支店」

鳥取県告示第七十八号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号	登録年月日	現住地	氏名、会社名、事務所名及び所在地	業務管理者
四〇	二八、一七、一	米子市道笑町三丁目一三九	河津工務店 河津 乙松	二級建築士 河津 乙松
五一	"	鳥取市本町四丁目九 吉方一区八一四〇三	山崎建築事務所 山崎 糠吉	一級建築士 山崎 糠吉
一〇九	" 八、一	倉吉市上井町二六一	藤山建築事務所 藤山 藤市	二級建築士 藤山 藤市
一四五	"	八頭郡那家町門尾	栄田建築事務所 栄田 光夫	"
一六三	" 一〇、一	日野郡黒坂町上管七二〇	日野郡日野上村生山 和田建設有限公司 和田傳三郎	建築代理士 和田傳三郎
一六六	"	八頭郡河原町袋河原	荻原建築代理士事務所 荻原重太郎	"
一八〇	"	倉吉市駄経寺二三六ノ一	横木建築代理士事務所 横木 義鷲	"
二〇五	"	八頭郡佐治村大字森坪三〇一	森下建築代理士事務所 森下 鶴藏	"
二〇三	"	池田村小船	坂口建築代理士事務所 坂口 実	"
二二一	"	船岡町船岡四六七ノ四一	田淵建築事務所 田淵 幸治	二級建築士 田淵 幸治

鳥取県告示第七十九号

鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。

昭和二十九年三月九日

登録番号	登録年月日	現住地	氏名、会社名、事務所名及び所在地	業務管理者
二二六	"	智頭町智頭一、六七五	広田 守義	一級建築士 広田 守義
二二二	"	鳥取市豆腐町一八	森下建築事務所 森下 健吉	二級建築士 森下 健吉
二二三	" 一一、一	東伯郡三朝町片柴九四一	岩谷 竹吉	"
八六	" 八、一	東伯郡赤碕町赤碕	有限会社 井木組 井木 善吉	"
二九四	二九、二、二五	八頭郡那家町七五の一	横山三木夫	二級建築士 横山三木夫
二九五	"	倉吉市上井町上井五七四の四	津村建築事務所 津村 正義	"

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第八十号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により、次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和二十九年三月九日

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
（は）第二八六号

昭和二十八年
十月十九日

共栄建設工業株式会社

鳥取市本町四丁目一四

片岡常太郎

〃 第二八七号

〃 十一月二日

田中組

〃 瓦町二六一ノ二

田中 政義

〃 第二八八号

〃

井田義組

米子市東倉吉町一三六

井田 義嗣

〃 第二八九号

〃 十二月十一日

有限会社 茅野組

〃 紺屋町一三四

茅野 節明

〃 第二九〇号

〃 十二月二十一日

壽鉄工所

〃 末広町

三沢 良雄

〃 第二九一号

〃

株式会社 米子鉄工所

〃 東町九九

小林 昇

〃 第二九二号

〃

沢玉組

日野郡江府町江尾

沢田玉次郎

〃 第二九三号

〃

田中組

鳥取市細見二〇五ノ三

田中 良一

〃 第二九四号

昭和二十九年
一月十一日

伯耆建設有限公司

西伯郡巖村大字二本木

瀬山 辰雄

〃 第二九五号

〃

酒本組

岩美郡大岩村岩本二六五

酒本 善市

〃 第二九六号

〃

吉田組

倉吉市宮川町

吉田 照一

〃 第二〇号

〃

有限会社 森下工務所

鳥取市吉方七八ノ四

森下 鹿藏

鳥取県告示第八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条
第二項及び同法第四十八条第一項の規定により、溝口谷
川土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行う
ことについて、昭和二十九年三月三日認可した。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第八十四号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第
五条第一項の規定により、森林病虫害等が附着している
皮付松材等の移動を次のとおり禁止する。

昭和二十九年三月九日

〃 第二九七号
〃 第二九八号
〃 第二九九号
〃 第三〇〇号

〃
〃 一月二十二日
〃
〃

協和建設有限公司
横山組
伊吹植物園
福井土木建築有限公司

八頭郡若桜町大字高野
鳥取市向国安二三一
〃 薬師町四三
倉吉市岡田一三

山本実次郎
横山 勇治
伊吹 道郎
福井 重壽

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 区域及び期間

県下一円

昭和二十九年四月一日から

昭和三十年三月三十一日まで

二 森林病虫害等の種類

1 きくいむし科に属する害虫

2 ぞうむし科に属する害虫

3 かみきりむし科に属する害虫

三 行うべき措置の内容

森林病虫害等が附着している皮付松材及び伐採木
等の枝条を移動しないこと。

鳥取県告示第八十五号
次の土地を保安施設地区予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

市郡	町村	大字	字	地番	全面積		指定面積 (見込)	指定期間	指定の目的	申請者	
					町	込					
八頭	智頭	智頭	壽ケ谷	二、三七五	町	〇、〇一〇	町	〇、〇〇〇	一箇年	土砂崩壊 防備のため	鳥取県知事 西尾愛治
同	同	同	スエ谷	二、三二〇	町	〇、〇三三	町	〇、〇〇〇	二箇年	同	同
同	同	同	瀧谷	二、四九一	町	〇、〇二五	町	〇、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	奥本	八八三	町	〇、〇〇〇	町	〇、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	八九五	町	〇、〇〇〇	町	〇、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	七七九	町	二、七五七	町	二、七五七	同	同	同
同	同	同	山根	一、三七八	町	一、三三三	町	一、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	堂坂	一、五一一	町	一、九一〇	町	一、九一〇	同	同	同
同	同	同	落シ平	三八九ノ一	町	〇、〇〇〇	町	〇、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	極樂山	一、一一六	町	〇、〇七〇	町	〇、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	寺畑		町	〇、〇七〇	町	〇、〇四七	同	同	同

同	江府	貝田	大瀧下夕	一、〇五四	町	一、六〇〇	町	一、六〇〇	同	同	同
八頭	池田	中原	大宝	一、三六五	町	一、四三三	町	一、四〇〇	三箇年	同	同
鳥取	玉津	城山		四四〇	町	一〇、〇〇〇	町	一〇、〇〇〇	同	同	同
八頭	智頭	埴師	陰山	一、一五三内第一	町	〇、〇〇〇	町	〇、〇〇〇	四箇年	同	同
同	同	同	同	一、一五三内第二	町	〇、〇〇〇	町	〇、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	一、一五四内第一	町	〇、〇〇〇	町	〇、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	一、一五四内第二	町	〇、〇〇〇	町	〇、〇〇〇	同	同	同
同	同	同	同	一、一五四内第二	町	〇、〇三六	町	一、一七〇	同	同	同

施業要件 一 落葉、下草、土砂、石礫の採取を禁ずる。
一 植栽木の伐採を禁ずる。

鳥取県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

名	称	診療科名	所在地
倉吉市国民健康保険	内科、外科、	倉吉市大字井手	
直営上北条診療所	歯科	畑	

鳥取県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による指定医療機関中次のように所在地及び名称の変更の届出があつた。

昭和二十九年三月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

旧 名

気高郡神戸村大字中砂見三七〇番地
 神戸村国民健康保険直営診療所
 気高郡豊実村大字大楠五七〇ノ一番地
 豊実村国民健康保険直営診療所
 気高郡明治村大字松上一六八番地
 明治村国民健康保険直営診療所
 気高郡松保村大字布勢三七一番地
 松保村国民健康保険直営診療所
 気高郡末恒村大字伏野一、五四五ノ二番地
 末恒村国民健康保険直営診療所
 国中診療所
 古布庄国民健康保険直営診療所
 旭村国民健康保険直営診療所

叙任及び辞令

鳥取県教育委員会事務局職員 近藤 一 男
 願により本職を免する
 昭和二十九年二月二十八日

鳥取県教育委員会

新 名

鳥取市中砂見三七〇番地
 鳥取市国民健康保険直営神戸診療所
 鳥取市大楠五七〇ノ一番地
 鳥取市国民健康保険直営豊実診療所
 鳥取市松上一六八番地
 鳥取市国民健康保険直営明治診療所
 鳥取市布勢三七一番地
 鳥取市国民健康保険直営松保診療所
 鳥取市伏野一、五四五ノ二番地
 鳥取市国民健康保険直営末恒診療所
 郡家町国民健康保険直営診療所
 東伯町国民健康保険直営古布庄診療所
 三朝町国民健康保険直営旭診療所

教育長 鶴 田 憲 次

委員室長事務取扱を命ずる

昭和二十九年三月一日

鳥取県教育委員会

谷 村 精 治

八頭郡若桜町教育長代理に任命する

昭和二十九年三月一日

鳥取県教育委員会

雑 報

昭和二十九年三月九日

鳥取食糧事務所長 布野 長 良

出張所の所在地変更について

当所郡家支所用ヶ瀬出張所の所在地を昭和二十九年二月十七日から、左記のとおり変更した。

記

一 事務所の所在地

新 鳥取県八頭郡用ヶ瀬町大字別府九七の四

旧 ”

大字用瀬三七七

正 誤

昭和二十九年二月二十六日鳥取県告示第六十三号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁 行

誤

正

六一〇

二五〇

二〇〇

英文タイプライター
東和タイプライター山陰代理店
計算器・玉屋測量器
販賣修理

有限会社

雑賀タイプライター商會

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二二番

昭和29年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

發行所 鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
印刷所